

令和3年10月26日
関東管区行政評価局

「倉庫の安全管理に関する調査－大規模倉庫を中心として－」 の結果に基づく通知に対する改善措置状況

総務省関東管区行政評価局は、倉庫の安全管理に関する実施状況等について調査し、本年3月、関東運輸局に対して必要な改善措置について通知しました。

このたび、関東運輸局から、当局の通知に対する改善措置状況についての回答がありましたので、その概要を公表します。



<本件照会先>

総務省 関東管区行政評価局 評価監視部

第7評価監視官 山田

(電話) 048-600-2306

(FAX) 048-600-2338

(メール) knt24@soumu.go.jp

通知事項等と改善措置状況

1 営業倉庫の登録等の状況

調査結果

- 関東運輸局は、登録申請の内容（倉庫の所在地、種類、連絡先等）を登録簿に登録し、縦覧に供している。
- 一部の業者の連絡先（電話番号等）の記載なし

通知事項

関東運輸局は、倉庫業者に対する指導監督の適時適切な実施、縦覧に供する登録簿の利用者の利便の増進を図る観点から、登録簿に電話番号などの記載のない倉庫業者について、倉庫業法の規定に基づき連絡先を記載すること。

【参考】

登録簿の記載事項（倉庫業法施行規則第3条の2）

<営業所の概要> 営業所の名称、所在地、連絡先（電話、FAX、E-mail）等

関東運輸局の対応（改善措置）

令和3年1月1日時点の営業所数は3,944件であり、そのうち1,414件（35.9%）の営業所について連絡先が未記載



過去に提出された申請書を見直すなどして確認できた連絡先を登録簿に反映した結果以下のとおり改善

（令和3年8月末時点）

未記入件数：1,414件 → 451件
入力率：64.1% → 88.6%

なお、未入力箇所については引き続きあらゆる機会をとらえて確認作業を行い、順次登録簿に反映

2 倉庫業者に対する指導監督の実施状況

調査結果

- 平成29年2月、自家用倉庫での大規模火災の発生後、管内の倉庫事業者団体に対して注意喚起の通知文書を発出
- 事業者団体に加入していない**非会員の業者**に対する**注意喚起は未措置**

通知事項

関東運輸局は、倉庫業の安全管理の一層の向上を図る観点から、日本倉庫協会等に通知する情報のうち、**安全管理に関するもの**について、**ホームページで公開して、全ての倉庫業者も確認できるようにする必要がある。**

この場合、本省の該当ページへのリンクを設定するなど、効率化も検討すること。

The screenshot shows the homepage of the Kanto Transport Bureau. The 'TOPICS' section lists various notices. A red box highlights a notice dated 2021年7月7日 titled '倉庫業法施行規則及び倉庫業法第3条の登録の基準等に関する告示の一部改正'. A red arrow points from the 'TOPICS' section in the main screenshot to this specific notice in a zoomed-in view.

【関東運輸局ホームページの「トピックス」欄の掲載状況】

2021年7月7日 [倉庫業法施行規則及び倉庫業法第3条の登録の基準等に関する告示の一部改正](#)

関東運輸局の対応（改善措置）

関係法令の改正などがあった際に**関東運輸局ホームページの「トピックス」欄**（上記参照）に**記事を掲載し**、**協会未加入の事業者であっても情報を入手できるように改善**
また、倉庫管理主任者講習会等の場を活用し、**当局ホームページに情報が掲載されている旨案内**

3 倉庫の防火対策の実施状況

調査結果

○ 倉庫の安全管理に係る知識の現場従業員への伝達は、以下のとおり何らかの形で実施しているが、**倉庫管理主任者が開催する研修としては実施していない**

- ① 一般の業務研修の中で倉庫管理に係る知識として社員に伝達しているもの
- ② 社内の会議・委員会等で倉庫管理に係る議題を審議し社員に周知するとしているもの
- ③ 朝礼等での注意喚起・巡回時の口頭注意・ポスターの掲示にとどまっているもの

通知事項

関東運輸局は、倉庫の防火対策の実効確保を推進する観点から、倉庫管理主任者による「**現場従業員に対する研修**」の**重要性等**について、**改めて明確な意識付け**を行う必要がある。

【参考】

倉庫管理主任者の業務（倉庫業法施行規則第9条の2）

- 1 次に掲げる業務の総括に関すること。
 - ① 倉庫における火災の防止その他倉庫の施設の管理に関すること。
 - ② 倉庫管理業務の適正な運営の確保に関すること。
 - ③ 労働災害の防止に関すること。
- 2 現場従業員の研修に関すること。



関東運輸局の対応（改善措置）

倉庫管理主任者講習会等の場を活用し、防火対策の徹底や事故防止に関する**現場従業員向けの社内研修を実施することの重要性を説明**

<令和3年度の講習会講師派遣実績>

- 実施済（令和3年9月1日時点）
 - ・ 倉庫管理主任者講習会：3回
 - ・ その他の講習会：2回
- 今後の予定
 - ・ 倉庫管理主任者講習会：3回